

琴平町

満65歳以上の方対象

補助制度
実施期間

令和2年4月1日
～
令和3年3月31日

令和2年度後付ペダル踏み間違い

急発進抑制装置設置補助制度

令和2年4月1日以降の設置が対象



注意① 令和3年3月31日(水)より後には申請できません。

申請受付は、月曜日から金曜日8:30～17:15(土日、祝、年末年始の役場閉庁日を除く)

注意② 他団体等から同種の補助金の交付を受けた場合は、その補助額を除いた額を補助対象経費とします。

補助対象者

※下記①～④をすべて満たす個人の方です。

- ①町内に住所を有し、安全装置設置時点で満65歳以上の人
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した人
- ③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
- ④町税等を滞納していない人



補助対象の安全装置

既販車に後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けているペダルの踏み間違い急発進等抑制装置(最新の情報は国土交通省又は次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。)

国土交通省の性能認定を受けている安全運転支援装置
(令和2年4月1日時点の発表のもの)

- ・踏み間違い加速抑制システム【トヨタ自動車】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置【ダイハツ工業】
- ・S-DRIVE 誤発進防止システム2【サン自動車工業】
- ・JARWA_S-DRIVE【(一社)日本自動車車体補修協会】
- ・ペダルの見張り番Ⅱ【データシステム】
- ・アクセル見守り隊【データシステム】
- ・ワンペダル【ナルセ機材】

※今後、新たに国土交通省の性能認定を受けた装置が増加することが予想されます。そのため、補助制度期間内であっても対象の安全運転支援装置は随時変更となります。



補助対象の自動車

※下記①～②をすべて満たす車両です。

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ②車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること

補助金額

申請者が支払った購入設置費の2分の1(1,000円未満切り捨て) 上限10,000円

※1人につき1台(回)限りです。令和2年度の補助金予算額に達した場合は終了となります。

補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全装置の取扱店で設置（設置可能か確認 → 安全装置注文 → 設置完了）

※すべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうかを事前に取扱店でご確認ください。また、必ず製造販売元業者が販売・設置を認めている取扱店で設置してください。設置資格のない店舗が仲介している場合は、補助対象になりません。

(2)申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を企画防災課へ提出

※申請書は、企画防災課窓口、町ホームページから入手できます。

※申請の際は、必ず印鑑を持参してください。

〔添付書類〕

- ①車検証(使用者欄が申請者本
のコピー)
- ②自動車運転免許証のコピー
- ③領収書の写し
- ④後付け安全運転支援装置設置
販売証明書(取扱事業者が記
入したもの)

※この時に(4)請求書
と一緒に提出してい
ただくことも可能です。

一緒に提出してい
ただければ、手続きが
一度で終わりますの
で便利です。

※通帳又はキャッシュ
カードのコピーを添付
してください。

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

特に③・④の書類について、宛名が申請者本人になっている必要があります。

(3)通知書(補助金交付決定通知書兼確定通知書)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4)請求書を企画防災課へ提出 (2)申請書と一緒に提出いただくと便利です。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して提出してください。

(5)補助金が指定口座に振り込まれます。

※申請日から概ね1か月半～2か月後の振り込みとなります。

(注意) 補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。